

議会運営委員会次第

日 時 令和6年10月2日（水）

午前10時開議

場 所 第3・4委員会室

1 開会

2 議題

（1）令和6年第3回定例会の運営について

ア 議事日程について

イ 陳情の採決方法について

ウ 発議第17号「流山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」及び発議第18号「流山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」の取り扱いについて

エ 意見書の取り扱いについて

オ 議員派遣について

カ 本日の本会議開会前の日程について

（2）その他

ア 令和6年第4回定例会の会期日程について

イ その他

3 閉会

令和6年流山市議会第3回定例会日程表（第6号）

令和6年10月2日
午後1時開議

- 第1 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度流山市一般会計補正予算(第3号))
- 議案第43号 令和6年度流山市一般会計補正予算(第4号)
- 議案第44号 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第45号 字の区域及び名称の変更について(新川耕地地区)
- 議案第46号 令和6年度流山市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第47号 令和5年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第48号 流山市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 令和6年度流山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第50号 令和6年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第51号 令和5年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第52号 令和5年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第53号 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第54号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第55号 指定管理者の指定について(流山市白みりんミュージアム)
- 議案第56号 令和6年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

- 議案第57号 令和5年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第58号 令和5年度流山市水道事業会計決算認定について
- 議案第59号 令和5年度流山市下水道事業会計決算認定について
- 陳情第8号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書
- 陳情第9号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書
- 陳情第10号 マイナンバーカードの安全と信頼の確保及び現行の健康保険証の廃止の延期の国への意見書提出を求める陳情書
- 陳情第11号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第2 議案第60号 令和5年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第3 発議第17号 流山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 発議第18号 流山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
(議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 第4 発議第19号 指定廃棄物の長期管理施設の早期確保を求める意見書について
- 発議第20号 核兵器のない社会の実現に向けた取り組みを求める意見書について
- 発議第21号 介護保険証とマイナンバーカードの連携に反対する意見書について

- 発議第22号 選択的夫婦別姓制度の導入に向けた国会審議を求める意見書について
- 発議第23号 予期せぬ妊娠等の防止と女性の心身等へ配慮した取り組みの拡大を求める意見書について
- 発議第24号 全国一律の子ども医療費助成制度の創設等を求める意見書について
- 発議第25号 フリースクールに通う児童生徒への学費補助等を求める意見書について
- 発議第26号 マイナンバー制度見直しに関する意見書について
(議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決)

第5 議員派遣の件

第6 所管事務の継続調査について

令和 6 年流山市議会第 3 回定例会

委員会審査報告書

令和6年9月12日

流山市議会議長 坂巻 儀一 様

総務委員長 中川 弘

総務委員会審査報告書

令和6年流山市議会第3回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第42号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度流山市一般会計補正予算（第3号））	承 認	全会一致
議案第43号	令和6年度流山市一般会計補正予算（第4号）	可 決	5 対 1
議案第44号	流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	全会一致
議案第45号	字の区域及び名称の変更について（新川耕地地区）	可 決	5 対 1
陳情第11号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書	不 採 択	1 対 5

令和6年9月9日

流山市議会議長 坂巻 儀一 様

教育福祉委員長 海老原 功一

教育福祉委員会審査報告書

令和6年流山市議会第3回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第46号	令和6年度流山市介護保険特別会計補正予算（第1号）	可 決	全会一致
議案第47号	令和5年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	4 対 2
議案第48号	流山市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	全会一致
陳情第8号	「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書	採 択	全会一致
陳情第9号	「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書	採 択	全会一致

令和6年9月10日

流山市議会議長 坂巻 儀一 様

市民経済委員長 渡辺 仁二

市民経済委員会審査報告書

令和6年流山市議会第3回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第49号	令和6年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	可 決	5 対 1
議案第50号	令和6年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	可 決	全会一致
議案第51号	令和5年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	5 対 1
議案第52号	令和5年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	5 対 1
議案第53号	流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	5 対 1
議案第54号	千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	可 決	5 対 1
陳情第10号	マイナンバーカードの安全と信頼の確保及び現行の健康保険証の廃止の延期の国への意見書提出を求める陳情書	不採択	3 対 4

令和6年9月27日

流山市議会議長 坂巻 儀一 様

市民経済委員長 渡辺 仁二

市民経済委員会審査報告書

令和6年流山市議会第3回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第55号	指定管理者の指定について（流山市白 みりんミュージアム）	可 決	5 対 1

令和6年9月11日

流山市議会議長 坂巻 儀一 様

都市建設委員長 笠原 久恵

都市建設委員会審査報告書

令和6年流山市議会第3回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第56号	令和6年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	可 決	全会一致
議案第57号	令和5年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	5 対 1
議案第58号	令和5年度流山市水道事業会計決算認定について	認 定	5 対 1
議案第59号	令和5年度流山市下水道事業会計決算認定について	認 定	5 対 1

令和6年9月24日

流山市議会議長 坂巻 儀一 様

決算審査特別委員長 植田 和子

決算審査特別委員会審査報告書

令和6年流山市議会第3回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第60号	令和5年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について	認 定	全会一致

発議第 17 号

流山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び流山市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 6 年 10 月 2 日提出

提出者

議会運営委員長 石原 修治

提案理由 地方自治法の改正等により所要の改正を行うもの。

流山市議会会議規則の一部を改正する規則

流山市議会会議規則（昭和42年流山市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「、参考人」を「及び参考人」に、「第168条」を「第167条の2—第168条」に改める。

第3条中「また」を「、また」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第19条第1項中「承認」を「許可」に改め、同項ただし書中「得てこれを行うことができる」を「得なければならぬ」に改め、同条第2項中「承認又は」を削り、同条第3項中「承認」を「許可」に改める。

第27条中「（選挙の宣告）」を「（（選挙の宣告））」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票用紙を備付けの投票箱に投入」を「投票」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第37条第1項中「（請願の委員会付託）」を「（（請願の委員会付託））」に改める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第44条第2項中「（付託事件を議題とする時期）」を「（（付託事件を議題とする時期））」に、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項及び第52条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第64条中「（質疑又は討論の終結）」を「（（質疑又は討論の終結））」に改める。

第67条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第70条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第2項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改め、同条第3項中「とる」を「採る」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第74条中「（議場の出入口閉鎖）」を「（（議場の出入口閉鎖））」に、「（投票用紙の配付及び投票箱の点検）」を「（（投票用紙の配付及び投票箱の点検））」に、「（投票）」を「（（投票））」に、「（投票の終了）」を「（（投票の終了））」に、「（開票及び投票の効力）」を「（（開票及び投票の効力））」に、「（選挙結果の報告）」を「（（選挙結果の報告））」に、「（選挙関係書類の保存）」を「（（選挙関係書類の保存））」に改める。

第76条第1項ただし書中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改める。

第77条第1項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第1章第9節の節名中「、参考人」を「及び参考人」に改める。

第80条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第85条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第86条第1項中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第87条中「（発言の取消し又は訂正）」を「（（発言の取消し又は訂正））」に改める。

第88条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならぬ。

第114条及び第116条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第117条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改める。

第124条中「取消し又は」を「取消し、又は」に改める。

第125条の見出し中「朗読」を「配付」に改め、同条中「職員に朗読させる」を「その写しを委員に配付する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配付に代えることができる。

第127条中「第1章第4節」を「、第1章第4節」に改める。

第128条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第131条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第2項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第132条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第135条中「（投票用紙の配付及び投票箱の点検）」を「（（投票用紙の配付及び投票箱の点検））」に、「（投票）」を「（（投票））」に、「（投票の終了）」を「（（投票の終了））」に、「（開票及び投票の効力）」を「（（開票及び投票の効力））」に、「（選挙結果の報告）」を「（（選挙結果の報告））」に改める。

第137条ただし書中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第138条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第139条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第141条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会又は議会運営委員会に係る請願は、議会の議決

で特別委員会に付託することができる。

第141条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第141条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第143条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第144条中「これを請求」を「、これを請求」に改める。

第145条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第148条中「（議員の失職及び資格決定）」を「（（議員の失職及び資格決定））」に、「（関係私企業の就職の制限）」を「（（関係私企業の就職の制限））」に改める。

第149条中「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を「（（議案等の説明、質疑及び委員会付託））」に改める。

第150条を次のように改める。

（決定の通知）

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第152条中「、外とう、えり巻、つえ、かき」を「、コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第157条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第159条中「すべて」を「全て」に改める。

第160条第2項ただし書中「（秘密の保持）」を「（（秘密の保持））」に、「（秘密の保持）」を「（（秘密の保持））」に改める。

第161条中「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を「（（議案等の説明、質疑及び委員会付託））」に、「議決することは」を「議決することができる」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。第9章中第168条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第167条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条((日程の作成及び配付))、第66条((答弁書の配付))、第86条((会議録の配付))、第125条((答弁書の配付))、第140条((請願文書表の作成及び配付))第1項及び第141条((請願の委員会付託))第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイ

ルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早いとき）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第167条の3 この規則の規定（第28条（（投票用紙の配付及び投票箱の点検））第1項（第74条（（選挙規定の準用））において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定さ

れているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発議第18号

流山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年10月2日提出

提出者

議会運営委員長 石原 修治

提案理由 地方自治法の改正等により所要の改正を行うもの。

流山市議会委員会条例の一部を改正する条例

流山市議会委員会条例（昭和42年流山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「終る」を「終わる」に改める。

第24条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条第3項中「（公述人の発言）」を「（（公述人の発言））」に、「（委員と公述人の質疑）」を「（（委員と公述人の質疑））」に、「（代理人又は文書による意見の陳述）」を「（（代理人又は文書等による意見の陳述））」に改める。

第30条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項の会議録及び第2項の会議の記録は、議長が定めるところにより、当該会議録及び会議の記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、第1項及び第2項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第 19 号

指定廃棄物の長期管理施設の早期確保を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 渡辺 仁二

賛成者

流山市議会議員	小沢	えみり
〃	川本	大岳
〃	石原	修治
〃	笠原	久恵
〃	中川	弘
〃	青野	直

指定廃棄物の長期管理施設の早期確保を求める意見書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により高濃度の放射性物質を含む廃棄物や焼却灰等が発生した。放射性物質汚染対処特別措置法では、放射性セシウムの放射能濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルを超過する指定廃棄物は、国が責任をもって処理するものとしているが、10年以上が経過しても582トンが流山市クリーンセンター内において一時保管され続けている。

こうした中、27年4月には、国から千葉県内の長期管理施設の詳細調査候補地が示されたものの、その後進展はなく、指定廃棄物の一時保管の解消への道筋が見通せない状況である。

本市において一時保管されている焼却灰等の指定廃棄物の取り扱いが明確にされていないことは、安全性について担保されているとは言え、地元住民の大きな不安要素となっている。

よって、本市議会は国に対し、市民の安全と安心を守る観点から逼迫した状況を十分に認識のうえ、速やかに指定廃棄物に係る問題に対処するよう、早急に千葉県内1か所とする集約管理の方針に基づき、指定廃棄物の長期管理施設を確保することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
環境大臣	様

千葉県流山市議会

発議第 20 号

核兵器のない社会の実現に向けた取り組みを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 乾 えり

賛成者

流山市議会議員 高橋 あきら

// 植田 和子

// おだぎり たかし

核兵器のない社会の実現に向けた取り組みを求める意見書

広島及び長崎への原爆投下から今年79年目を迎える。瞬時に、広範な地域で、壊滅的な人的被害を発生させた被爆体験は、核兵器の使用が人類を滅亡へと導くことを明確に示した。

核兵器禁止条約は、2017年国連総会で承認され、2021年1月発効し、今年1月時点で93か国・地域が条約に署名し、70か国・地域が条約を批准している。また2023年度、広島平和記念資料館の訪問者は約200万人と過去最多を数え、40年以上にわたって核兵器廃絶を求めてきた平和首長会議への加盟都市は、世界8,400都市にも広がるなど、核兵器廃絶への希求は強く拡大している。

いっぽう現下の国際情勢では、核兵器が「条件次第で使える兵器」へとその評価が激変している。国連事務総長も「核戦争のリスクはこの数十年で最高レベルにある」と発言しており、極めて遺憾な事態である。今こそ、核戦力強化や核抑止、軍拡競争を肯定的に捉えることを直ちにやめ、核軍縮・不拡散措置を確実に進展させる誠実な取り組みが待たなしである。

そこで、2025年3月に開催が予定されている第3回核兵器禁止条約締約国会議に、日本政府及び関係者がオブザーバー参加するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
外務大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

発議第 21 号

介護保険証とマイナンバーカードの連携に反対する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 植田 和子

賛成者

流山市議会議員 乾 えり

// 高橋 あきら

// おだぎり たかし

介護保険証とマイナンバーカードの連携に反対する意見書

介護保険証は、65歳以上の第1号被保険者全員と、40～64歳の第2号被保険者で、介護が必要な人らが所持しており、今年4月末時点で全国、約3600万人となっている。

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会では、今年7月、紙で交付されてきた介護保険証のペーパーレス化として、介護情報のデータ基盤整備に合わせマイナンバーカードとの連携を図る方向で議論していることが報道された。

紙の医療保険証が、法令違反を強く懸念されながらも、いわゆる「マイナ保険証」へ一本化された経過を踏まえれば、現行の紙の介護保険証とマイナンバーカードの連携は、将来的な一本化・使用義務化を高齢者に強制しかねない。また認知症の高齢者らを対象にした暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの導入は、本人確認方法やカードの悪用防止策のリスクが高まる。さらに各介護サービス提供事業者にとっても、情報管理の負担が重くなり、情報漏えいのリスクが心配される。

そこで、政府及び関係機関に対し、介護保険証とマイナンバーカードは連携しないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
厚生労働大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

発議第 22 号

選択的夫婦別姓制度の導入に向けた国会審議を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 植田 和子

賛成者

流山市議会議員 乾 えり

// 高橋 あきら

// おだぎり たかし

選択的夫婦別姓制度の導入に向けた国会審議を求める意見書

近年、家族の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルも少なくない。また、改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や、結婚を諦める例など、不利益を被る例が社会的にクローズアップされている。

今年4月、NHK世論調査では選択的夫婦別姓制度の導入に「賛成」62%となり、「反対」27%の2倍以上となった。また60代以下の年代はいずれも「賛成」が70%台に達するなど、夫婦がそれぞれ結婚前の姓を名乗ることを希望する意見が年々大きくなっている。

さらに6月には、経団連として初めて選択的夫婦別姓の導入を求める提言をとりまとめたほか、経済同友会や全国女性税理士連盟などの経済団体も法制化を求める国会内集会を開催し、与野党を越えた大きなうねりになりつつある。

よって国会及び政府においては、選択的夫婦別姓制度の導入に向けた国会での議論を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

発議第 23 号

予期せぬ妊娠等の防止と女性の心身等へ配慮した取り組みの拡大
を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 おだぎり たかし

賛成者

流山市議会議員 乾 えり

// 高橋 あきら

// 植田 和子

予期せぬ妊娠等の防止と女性の心身等へ配慮した取り組みの拡大を求める意見書

予期せぬ妊娠の急増、人工中絶が10代にも大きく広がる下で、予期せぬ妊娠等を防止し、女性の心身等へ配慮した取り組みを求める世論と運動が大きく広がっている。

「緊急避妊薬」は、避妊の失敗や、性暴力などによる意図しない妊娠を防ぐための薬で、性行為から72時間以内に服用すれば、高い確率で妊娠を防ぐことが世界的にも示され、実績を残している。

いっぽう国内では、人工妊娠中絶薬の使用には、様々なハードルが設けられており、「性売買被害者や性的DV・虐待被害者の女性・少女は中絶を望んでも入院できない」、「経済的理由や受診できないなどの事情で薬を入手すらできない」との声がいまだに聞かれている。

当市議会では、2021年第3回定例会で意見書を可決し、厚生労働省も23年11月から全国145薬局での試験販売を始めた。また、緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関等を全国で発表し、千葉県内では流山市内3施設を含む102施設となっている。

引き続き、予期せぬ妊娠等の防止と女性の心身等へ配慮した取り組みを後押し、拡大するため、以下のことを政府等に要望する。

記

- 1 予期せぬ妊娠で悩んでいる若者の相談窓口や、緊急避妊薬を含む各種避妊法の最新情報や効果等の周知をさらに広げること。
 - 2 試験販売後のアンケートでは、利用者の8割が今後の薬局利用を希望するいっぽう、緊急避妊薬を希望しながらも購入できなかった方が75%にのぼることから、調査協力薬局を増やすとともに、処方箋なし・低額での薬局販売が実現できるよう取り組みを広げること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
厚生労働大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

発議第 24 号

全国一律の子ども医療費助成制度の創設等を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 高橋 あきら

賛成者

流山市議会議員 乾 えり

// 植田 和子

// おだぎり たかし

全国一律の子ども医療費助成制度の創設等を求める意見書

少子化や核家族化に加え、コロナ禍や不安定な世界情勢の中で、安心して子育てができる環境づくりは大きな課題となっている。

これに対し、全国全ての自治体は子どもの医療費助成を創設・実施し、次世代を担う子どもたちの健康を社会全体で支える仕組みを構築している。また保護者の経済的負担の軽減に直接つながり、人口減少対策としても極めて重要な役割を果たしてきた。

いっぽう、制度維持には各自治体の単独事業として、多額の一般財源が投じられているため、全国の自治体間で、助成対象年齢や、所得制限等の助成を受けられる条件、患者の自己負担や支払方法に差異が生じている。

「異次元の少子化対策」を政府が掲げるといふなら、国内のどこに住んでいても、等しく安心して子どもを産み育てることを保障することが国の責務である。

よって、関係機関に以下のことを強く求める。

記

- 1 国の責任において、全国一律の子ども医療費助成の制度を創設するよう求める。
 - 2 自治体の窓口負担を促し、新たなペナルティを自治体へ課す「子どもの医療の医療費適正化等に資する取組（通知）」を撤回すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
厚生労働大臣	様
内閣府特命担当大臣 (こども政策・少子化対策)	様

千葉県流山市議会

発議第 25 号

フリースクールに通う児童生徒への学費補助等を求める意見書
について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 おだぎり たかし

賛成者

流山市議会議員 乾 えり

// 高橋 あきら

// 植田 和子

フリースクールに通う児童生徒への学費補助等を求める意見書

国は、2016年12月施行された「教育機会確保法」で、不登校の児童生徒を自治体が支援することを明記した。加えて、フリースクール等の公的支援について「国や自治体に環境整備を求める」とした。

しかし2023年10月、文部科学省が公表した小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は、約29万9千人（前年度比約5.4万人増加）となり、10年連続で増加となった。

千葉県では、「不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」が2023年4月から施行され、具体的施策への普及・充実に期待が高まっている。また本市教育委員会としてもフリースクールについて「不登校の児童生徒の学びの機会を保障し、社会的自立を目指す場として重要な役割を果たしている」と議会答弁で評価している。

そこで、市内の児童生徒をはじめ、全国・全国的に広がっているフリースクールを利用する際の学費補助等の制度創設を関係機関に対し強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様
文部科学大臣	様
内閣官房長官	様
千葉県知事	様

千葉県流山市議会

発議第 26 号

マイナンバー制度見直しに関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年10月2日提出

提出者

流山市議会議員 清水 大

賛成者

流山市議会議員 森田 洋一

// 楠山 栄子

マイナンバー制度見直しに関する意見書

平成25年に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布され、平成28年1月1日よりマイナンバー制度が導入された。マイナンバー制度は、行政の効率化を図り、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として位置づけられている。

現在、日本においては「日米デジタル貿易協定」により、GAFAMなどの巨大プラットフォーム企業に有利な規定がTPPを強化する形で定められており、「国境を越えるデータ(個人情報を含む)の自由な移転」「コンピュータ関連設備の国内設置要求の禁止」などのルールが設定されている。

このような状況にもかかわらず、国や地方自治体で使用されているサーバーは、Amazon、Google、Microsoft、Oracleといったアメリカの民間企業に委託管理されており、日本国民の機密情報が閲覧・分析されるリスクをはらんでいる。

また、平成29年から本格的に運用が始まったマイナンバーカードにおいては、度重なる誤登録が発覚し、政府がデータの登録について総点検を実施する事態に至った。

精査の結果、他人の情報が誤って紐付けられたケースが、総点検前に先行実施した分を含め、計1万5951件に達した。これを受け、政府の個人情報保護委員会がデジタル庁やシステムを運用する企業、幾つかの地方自治体に行政指導を行っている。

それにとどまらず、国税庁や特殊法人から入力業務等を委託された業者や、その再委託先が個人情報を漏洩してしまった事例、また、マイナンバーを扱う民間企業においても管理が行き届かず、個人情報を漏洩してしまっているケースが報告されている。

以上のように、マイナンバー制度はあらゆる個人情報を政府が一元管理する制度であり、厳格な取り扱いやプライバシー保護について極めて慎重に対応する必要がある。しかし、マイナンバーカードについては、立法事実がない任意のサービスであり、国がその発行に対して、責任を負わない状況となっている。

個人情報管理においては、このような深刻な問題が存在するため、速やかに抜本的な見直しを求めるものである。

本議会は政府及び国会に対し、下記の事項を要望する。

記

- 1 国や地方自治体で使用するサーバーの開発・運用については、日本国内の企業に委託すること。
- 2 マイナンバーカードについては、法律に基づく裏付けを持ち、運転免許証と同様に公務員等が立ち会い、厳格に発行・管理を行い、個人情報漏洩や、なりすましの防止を徹底すること。
- 3 マイナンバーやそれに紐づけられている自分の情報については、いつ、どこで、だれが、何の目的のために閲覧したか、全ての履歴を確認できる仕組みを構築すること。
- 4 マイナンバーカードや各種サービスの紐付け等、強制的なデジタル移行は行わず、必ず代替手段を用意し、現行の手段が今以上に不便にならないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
デジタル大臣	様

千葉県流山市議会

発議第 27 号

国における2025年度教育予算拡充に関する意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年10月2日提出

提出者

教育福祉委員長 海老原 功一

国における2025年度教育予算拡充に関する意見書

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、2025年度にむけての予算の充実に努めていきたい。

記

- 1 災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
- 2 少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
- 5 安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させるとともに多様な学びの場の充実に努め、誰もが学ぶことができる機会を保

障すること

- 6 安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備にむけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- 7 G I G Aスクール構想の着実な推進と教育D Xを加速化し、学校現場における校務の効率化や様々な課題に対応できる環境を整えること

など

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
財務大臣	様
文部科学大臣	様

千葉県流山市議会

発議第 28 号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年10月2日提出

提出者

教育福祉委員長 海老原 功一

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年10月2日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
財務大臣	様
文部科学大臣	様

千葉県流山市議会

議員派遣の件

令和6年10月2日

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

- 1 視察団体名及び研修名
 - (1) 派遣目的 議会報告会
 - (2) 派遣場所 南流山センター
 - (3) 派遣期間 令和6年11月9日
 - (4) 派遣議員 議員28名

令和6年流山市議会第4回定例会会期日程表（案）

別紙6

令和6年 月 日提出

月 日	曜日	内 容	月 日	曜日	内 容
11月		本会議 午後1時開議	7日	土	休 会 （議案研究）
		1 会議録署名議員の指名	8日	日	
		2 会期の決定	9日	月	休 会 （教育福祉常任委員会）
28日	木	3 議案第 号から議案第 号まで 報告第 号 （議案上程・提案理由説明及び報告）	10日	火	休 会 （市民経済常任委員会）
		4 休会の件	11日	水	休 会 （都市建設常任委員会）
			12日	木	休 会 （総務常任委員会）
			13日	金	休 会 （総合調整）
29日	金		14日	土	
30日	土		15日	日	
12月		休 会 （議案研究）	16日	月	
1日	日		17日	火	
2日	月		18日	水	本会議 午後1時開議
3日	火	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問			1 議案・請願・陳情 （委員長報告・質疑・討論・採決）
4日	水	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問			2 発議上程 （提案理由説明・質疑・討論・採決）
5日	木	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問			3 所管事務の継続調査について
6日	金	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問 2 議案第 号から議案第 号まで （質疑・委員会付託） 3 請願・陳情の件 （委員会付託） 4 休会の件			

- 11月18日（月） 請願・陳情締切【～午後5時】
 11月19日（火） 全議員に対する議案説明会、全員協議会【午後1時30分～】
 11月21日（木） 令和6年第4回定例会招集告示
 11月22日（金） 一般質問通告受付【午前8時30分～午後5時15分】
 11月25日（月） 一般質問通告受付【午前8時30分～正午】
 11月26日（火） 議会運営委員会【午前10時～】
 12月 6日（金） 議会運営委員会【午前9時～】
 12月18日（水） 議会運営委員会【午前10時～】